

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ & A

Q 1 今回の変更はいつから適用されますか。

A 1 令和7年10月1日以降の認定申請から新しい収入要件が適用されます。既に認定されている方は、令和7年1月～12月の収入から適用します。

Q 2 学生であることは要件ではないのですか。

A 2 学生であることの要件は求めません。あくまでも年齢によって判断します。

Q 3 年齢（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定するのでしょうか。

A 3 年齢判定は、その年の12月31日（年末）時点の年齢に基づいて判定します。
例えば、申請時点では18歳でも、年末に19歳になる方の年間収入要件は150万円となります。また、申請時点では22歳でも、年末に23歳になる方の年間収入要件は130万円となります。

（注）年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されますのでご注意ください。

【年齢判定の考え方】

	認定申請日	誕生日	年末時点の年齢	収入要件
例 1	18 歳	19 歳	19 歳	150万円未満
例 2	21 歳	22 歳	22 歳	150万円未満
例 3	22 歳	23 歳	23 歳	130万円未満

Q 4 認定中の被扶養者が、令和7年11月の誕生日で23歳になります。年間収入要件は130万円未満でしょうか。

A 4 はい。その通りです。すでに認定されている被扶養者についても、年齢判定は、その年の12月31日（年末）時点の年齢に基づいて判定します。（上記A 3 参照）

Q 5 年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することになるのでしょうか。

A 5 年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来通りの考え方により判定します。既に認定されている方は、1月1日から12月31日までの収入額、新たな認定対象者は、認定日から1年間の収入見込額で判定します。

Q 6 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入要件は、130万円未満と150万円未満のどちらになるのでしょうか。

A 6 130万円未満（以下の例③）となります。

【年間収入要件の考え方】

例	R7. 10. 1		年末時点 の年齢	収入要件
①すでに被扶養者となっている方	※R7. 1. 1～R7. 12. 31 の収入		19歳	150万円 未満
	18歳 → 19歳			
	※R7. 1. 1～R7. 12. 31 の収入		23歳	130万円 未満
	22歳 → 23歳			
②R7. 10. 1より前に申請	申請日 ▽	※以降1年間の収入 →	19歳	130万円 未満
③R7. 10. 1以降の申請だが、認定日を遡る場合	認定日 ▼	申請日 ▽ ※以降1年間の収入 →	19歳	130万円 未満
④R7. 10. 1以降に申請		申請日 ▽ ※以降1年間の収入 →	19歳	150万円 未満

Q 7 年間収入150万円という基準は他の被扶養者にも適用されますか。

A 7 いいえ。今回の変更は「19歳以上23歳未満（配偶者を除く）」に限定されます。それ以外の被扶養者については、従来通りの年間収入130万円未満（60歳以上は180万円未満）の基準が適用されます。

Q 8 19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が、一時的に150万円を超えた場合、扶養認定は取り消されますか。

A 8 一時的に年間収入が150万円を超えた年の翌年に実施する「被扶養者資格調査」において、被扶養者の勤務先する事業主証明（人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である証明）等を提出し、当健保組合が認めた場合は、認定の継続が可能です。なお、年間収入が150万円を超えた方には当健保組合から通知を送付します。

Q 9 社会保険に加入している場合でも、年間収入が150万円未満であれば扶養にできますか。

A 9 いいえ。収入要件を満たしていても、本人が他の健康保険に加入している場合は、被扶養者として認定することはできません。

Q10 認定後に年間収入が150万円を超えた場合、いつまでに届出すればよいですか。

A10 被扶養者の状況に変更があった場合は、速やかに被扶養者異動届を事業主へ提出してください。提出が遅れますと、医療費の返還請求が求められる場合があります。なお、届出が漏れていたことが被扶養者資格調査等で発覚した場合は、認定日まで遡って取り消しをする場合がありますのでご注意ください。

Q11 認定中の被扶養者の年間収入が150万円を超えたので、扶養から外す手続きを行います。削除日はいつになるのでしょうか。

A11 アルバイト・パートの給与収入が年間累計150万円を超える給与支払い日（振込日）となります。また、自営業等の事業所得の場合は、年間収入が150万円を超えた年の翌年1月1日となります。